4　成田ＶＯＲを中心とする半径65㎞の円内の区域のうちＮ35°56′00″Ｅ141°04′43″の地点とＮ35°56′00″Ｅ140°58′18″の地点を結ぶ直線の南側にあり、Ｎ35°56′00″Ｅ140°58′18″の地点とＮ35°16′28″Ｅ140°28′34″の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、Ｎ35°16′28″Ｅ140°28′34″の地点とＮ35°11′49″Ｅ140°31′19″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（成田ＶＯＲを中心とする半径56㎞の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度900m以上4,550m以下のもの

5　Ｎ36°01′09″Ｅ140°28′22″の地点、Ｎ35°56′26″Ｅ140°30′02″の地点、Ｎ35°56′00″Ｅ140°31′54″の地点、Ｎ35°56′00″Ｅ140°38′28″の地点、Ｎ36°00′33″Ｅ140°34′24″の地点及びＮ36°01′09″Ｅ140°28′22″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,050m以上4,550m以下のもの

6　次に掲げる区域の直上空域で高度1,350m以上4,550m以下のもの

イ　Ｎ36°13′21″Ｅ140°09′30″の地点、Ｎ36°06′23″Ｅ140°08′24″の地点、Ｎ36°03′10″Ｅ140°17′36″の地点、Ｎ36°02′53″Ｅ140°20′24″の地点、Ｎ36°10′53″Ｅ140°21′47″の地点、Ｎ36°12′04″Ｅ140°18′53″の地点及びＮ36°13′21″Ｅ140°09′30″の地点を順次に結ぶ直線により囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域に係るものを除く。）

ロ　Ｎ36°00′33″Ｅ140°34′24″の地点、Ｎ35°56′00″Ｅ140°38′28″の地点、Ｎ35°56′00″Ｅ140°47′46″の地点、Ｎ36°00′12″Ｅ140°45′54″の地点、Ｎ36°00′12″Ｅ140°37′52″の地点及びＮ36°00′33″Ｅ140°34′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

7　次に掲げる区域の直上空域で高度1,850m以上4,550m以下のもの

イ　Ｎ36°05′12″Ｅ140°20′48″の地点、Ｎ36°02′53″Ｅ140°20′24″の地点、Ｎ36°02′09″Ｅ140°28′01″の地点、Ｎ36°01′09″Ｅ140°28′22″の地点、Ｎ36°00′12″Ｅ140°37′52″の地点、Ｎ36°00′12″Ｅ140°45′54″の地点、Ｎ36°05′00″Ｅ140°43′47″の地点及びＮ36°05′12″Ｅ140°20′48″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　Ｎ36°00′12″Ｅ140°45′54″の地点、Ｎ35°56′00″Ｅ140°47′46″の地点、Ｎ35°56′00″Ｅ141°03′08″の地点、Ｎ36°00′11″Ｅ140°52′41″の地点及びＮ36°00′12″Ｅ140°45′54″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ハ　Ｎ35°59′33″Ｅ141°27′47″の地点、Ｎ35°56′00″Ｅ141°15′34″の地点、Ｎ35°56′00″Ｅ141°04′43″の地点、Ｎ35°11′49″Ｅ140°31′19″の地点、Ｎ35°09′27″Ｅ140°32′47″の地点、Ｎ34°52′16″Ｅ140°28′43″の地点、Ｎ35°09′01″Ｅ141°10′35″の地点及びＮ35°59′33″Ｅ141°27′47″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（成田ＶＯＲを中心とする半径65㎞の円内の区域に係るものを除く。）

ニ　成田ＶＯＲを中心とする半径99㎞の円内の区域のうちＮ35°59′33″Ｅ141°27′47″の地点とＮ35°09′01″Ｅ141°10′35″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

ホ　成田ＶＯＲを中心とする半径99㎞の円内の区域のうちＮ35°09′01″Ｅ141°10′35″の地点とＮ34°52′16″Ｅ140°28′43″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

8　Ｎ36°16′59″Ｅ140°10′15″の地点、Ｎ36°13′21″Ｅ140°09′30″の地点、Ｎ36°12′04″Ｅ140°18′53″の地点、Ｎ36°10′53″Ｅ140°21′47″の地点、Ｎ36°05′12″Ｅ140°20′48″の地点、Ｎ36°05′12″Ｅ140°26′29″の地点、Ｎ36°16′19″Ｅ140°26′19″の地点及びＮ36°16′59″Ｅ140°10′15″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,450m以上4,550m以下のもの

9　Ｎ36°16′30″Ｅ140°38′49″の地点、Ｎ36°11′52″Ｅ140°26′23″の地点、Ｎ36°05′12″Ｅ140°26′29″の地点、Ｎ36°05′00″Ｅ140°43′47″の地点及びＮ36°16′30″Ｅ140°38′49″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,750m以上4,550m以下のもの

10　次に掲げる区域の直上空域で高度3,350m以上4,550m以下のもの

イ　Ｎ36°35′47″Ｅ140°26′06″の地点、Ｎ36°16′28″Ｅ140°22′45″の地点、Ｎ36°16′19″Ｅ140°26′19″の地点、Ｎ36°11′52″Ｅ140°26′23″の地点、Ｎ36°16′30″Ｅ140°38′49″の地点、Ｎ36°19′06″Ｅ140°37′40″の地点、Ｎ36°32′17″Ｅ140°44′39″の地点及びＮ36°35′47″Ｅ140°26′06″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　成田ＶＯＲを中心とする半径88㎞の円内の区域のうちＮ36°35′47″Ｅ140°26′06″の地点とＮ36°32′17″Ｅ140°44′39″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの

附　則

この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

第一表及び第二表スペンスの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

表徳島空港事務所の項中「20時30分」を「21時30分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十号

岡山空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　設置者の氏名及び住所　岡山県　岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

二　空港の名称及び位置　岡山空港　岡山県岡山市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第八十号及び平成十八年国土交通省告示第千二百四十二号を参照。）

イ　誘導路

延長　三千六百二十一メートル

ロ　エプロン

面積　七万九千六百八平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年十月二十一日